平成２４年（フ）第３２号
富山県魚津市本町２丁目１番26号
債務者　嘉志摩好美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第９５号
福岡県田川市大字伊加利1908番地１、前住所福岡県田川市大字伊田352番地
債務者　原　　裕美（旧姓高崎）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１１６号
北海道小樽市清水町８―18　サンハイツ102号、住民票上の住所札幌市北区新琴似11条11丁目12番５号
債務者　阿部　　肇
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７２１号
宮城県名取市飯野坂４丁目９番53号
債務者　篠崎　雄二
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２２号
宮城県名取市飯野坂４丁目９番53号
債務者　篠崎のり子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７５２号
仙台市太白区西中田６丁目21番４―508号
債務者　星澤　明子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７６３号
仙台市太白区東中田１丁目１番30号　第１鳳ハイツ201、従前の住所仙台市太白区袋原字内手10番地の19
債務者　遠藤　正広
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
秋田市寺内油田２丁目４番20号　リビン寺内205
債務者　中島　孝子（旧姓徳原）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５８号
秋田市雄和下黒瀬字野中138番地１
債務者　堀井ひとみ
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７号
山形県新庄市末広町３番25号
債務者　齋藤かおる
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第４号
福島県相馬市日下石字諏訪187番地
債務者　福躍　惠子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第２４０号
茨城県土浦市荒川沖110番地８湯原マンション203
債務者　岩井　正夫
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４３号
茨城県かすみがうら市中佐谷450番地
債務者　髙橋　恵一（旧姓和田鍋）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５２号
茨城県つくばみらい市筒戸1942番地１
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４号
千葉県木更津市吾妻181番地　吾妻コーポ７号棟
債務者　中村　好志
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１２５号
千葉県木更津市吾妻181番地　吾妻コーポ７号棟
債務者　中村久美子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３４７号
山梨県中巨摩郡昭和町河西631番地５　ボナールＫ105号
債務者　丸茂　英司
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係